JR東海労なごや

2013年9月3日 No.976 JR 東海労名古屋地方本部 発行者: 山 田 哲 也

編集者: 堀 部 肇

駅職場においても振り返りで「全ては確認不良」と追求が始まる

駅で働いている組合員のAさんは、駅業務が大変混雑した時に、クレジット決済で「お客様控え」を渡すところ「駅控え」を渡してしまいました。次勤務で、Aさんが出勤すると、事情聴取と時系列等報告書・KYシート作成の指示を受けました。その内容は、運転職場で行われている振り返りを中心にしたものでした。Aさんはミスの理由を伝えましたが、最終的にはAさんの確認不良のみが強調されました。

1時間事情聴取をするも、超過勤務は30分のみ!

この、事情聴取などはAさんが日勤勤務の昼休みである13時30分から14時30分にかけて行われました。その結果、1時間の休憩が全て事情聴取になり、昼飯も食べれないまま勤務に就くことになったのです。

Aさんは超勤申請簿に実際に行われた時間である1時間を記入しました。しかし、管理者は「超勤は30分しか付けられない」と言ってきました。本人は「訂正しないとダメか」と伝えましたが、管理者からは、事務手続きは済んでいる様な言い方をされ受け付けてもらえませんでした。

会社に抗議申し入れ

Aさんは怒りが収まらず、組合を通して会社窓口に抗議を行いました。しかし、会社は、昼休みに事情聴取をした事実は認めましたが、超勤簿に13時40分から14時10分までの30分間と記載したものに印鑑が押してあることで、本人の主張を認めませんでした。

労基法違反の隠蔽か?

1時間の休憩時間をとることは、労基法で定められています。昼食も食べさせずに事情聴取を行ったのです。明らかな労基法違反です。1時間の超勤を30分にしたのは労基法違反を隠すためなのか、単に超勤をけっちたのか分かりませんが、どちらにせよ問題です。運転職場でも睡眠時間や食事を取らせずに事情聴取を行ったりしています。会社は私たちに時間管理をしっかり行うように指導しています。まず自らの襟を正すべきです。

現場管理者が事実を認め、本人に謝罪し30分の超勤を加算することを求めます。